◇ 工事実績データの収集・登録について(通知)

技術基準の種類:入札・契約 通知日 :平成6年5月12日

管第 4 7 号 平成 6 年 5 月 1 2 日

部内各課長殿 部内各地方機関の長殿

土木部長

工事実績データの収集・登録について (通知)

国においては、公共工事の入札・契約制度のより一層の 透明性・客観性確保の方策の一つとして、公共工事の施工実績をデータベ ース化し、工事発注時の業者選定事務等を支援する「工事実績情報システ ム」を整備することとしております。 ついては、本県においても、別添のとおり工事実績データの収集・登録を行うこと としましたので、趣旨を御理解の上、工事実績データの収集・登録業務を行って下さい。 「工事カルテ」収集について - 「工事カルテ」 「工事カルテ」とは、受注実績、技術データ等により構成される、公 共工事発注時の業者選定事務等の一助となると考えられるデータベース 1 の入力表である。(別紙様式 - 1) 対象工事 2 2 対家工事 平成2年4月1日以降竣工した請負金額5千万以上の工事とする。 ただし、平成6年1月1日以降発注の下記工事については、後述のと おり、「工事カルテ作成・登録費」を計上するものとする。
3 「工事カルテ作成・登録」について 工事カルテは、工事竣工時に請負業者が完成書類として作成するもの とし、工事実績入力システム(パソコン)により入力内容を出力したも のを発注機関に提出し、内容のチェックを受けるものとする。 ただし、工事カルテ作成に必要な入力システム等は、請負業者により 準備するものとする。 工事カルテの登録は 発注機関のチェックを受けた後、フロッピーデ 3 1事カルテの登録は、発注機関のチェックを受けた後、フロッピーディスク(以下FDという)により、請負業者から財団法人日本建設総合 情報センター(以下JACICという)に登録するものとする。 なお、県、市町村及びこれに準ずる団体は、直轄カルテの入力は不要である。 Δ 工事カルテ」の作成・登録費用の積算について (ア)積算 「工事カルテ」の作成・登録費用は、請負工事費の共通仮設費(技術 管理費)に下記のとおり計上するものとする。 工事カルテ作成・登録費土木一般世話役0.3人 ただし、平成6年度の積算基準には、本「工事カルテ作成・登録」の 費用が現場管理費の率分計上額に含まれているので、上記基準は平成6 年度の積算基準改定時までの暫定措置とする。 (イ)特記仕様書 「工事カルテ」作成対象工事においては、下記のとおり特記仕様書に 明示するものとする。 第 条工事カルテ作成・登録 , ホニアカルフトル、豆球 本工事完成時に、工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、 監督員に提出、承諾を受けた後に(財)日本建設情報総合センター にフロッピーディスクにより登録するとともに、登録結果を監督員 に報告するものとする。 (ウ)登録確認 「工事カルテ」の登録確認は、JACIC発行の「工事カルテ受領書」 の写しを請負業者から提出を受け確認するものとし、打合せ協議簿等に

5 適用

この取扱いは、平成6年4月1日から適用するものとする。

整理しておくものとする。





[]

V

手続きの